



新型コロナウイルス感染症に伴う  
個人向けの支援です。知っていれば  
もしもの時にきっと役立ちます。

## 羊 個人 - 経済的支援のまとめ

### 特別定額給付金 10万円

緊急経済対策としての**国民一人当たり10万円**が支給されます。給付を希望される人は忘れずに申請してください。

●対象 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている全ての人。

●受給権者 世帯主

●申請 ①郵送方式

世帯主へ申請書類を郵送しています。必要事項を記入し、確認書類を同封して返信用封筒で返送してください。

※申請書類が届いていない場合は窓口までご連絡ください。

②オンライン申請

マイナンバーカードを持っている人が申請できます。「マイナポータル」で申請手続きを行ってください。

●申請期限 8月11日(火)

※記入方法に不安がある人は町民交流施設(オークスプラザ)の専用窓口をご活用ください。

問「特別定額給付金」専用窓口 ☎096(285)7787

**給付金を装った詐欺にご注意ください**

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」などの聞き取りに注意してください! 不安な時は連絡を!

### 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童手当を受給する世帯に対して臨時の特別給付金(一律金)が支給されます。

●支給額

対象児童1人につき1万円

※6月に支給します(公務員支給対象者を除く)。

●対象要件

令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者

※特例給付(月額一律5,000円)の受給者は除く

●支給方法

令和2年4月分(または3月分)の児童手当の振込先口座に振り込みます。

支給を受けるにあたり、申請は不要です(公務員支給対象者は必要)。対象者には5月下旬に通知を送付しています。支給を希望しない場合は、6月2日までに、申出書を返送するか、窓口まで持参してください。

問 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

### 住居確保給付金

就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を家主に支給します。収入基準・支給家賃に要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 大津町社会福祉協議会 ☎096(293)2027



## 新しい生活様式-支援まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期的に防ぐため、買い物や食事など日常生活のさまざまな場面において「新しい生活様式」による感染対策を心掛けてください。皆さんのご協力をお願いします。

### 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

接触を減らすため  
電子決済の利用

娯楽、スポーツ

狭い部屋での  
長居はしない

食事

大皿を避けて配膳  
回し飲みは避ける

### 働き方の新しいスタイル

仕事

テレワーク、時差出勤、  
オンライン会議の活用

### 感染予防の基本

身体的距離の確保

2m

人との間隔はできるだけ  
2メートル空ける

マスクの着用

症状がなくてもマスク  
を着用する

手洗い

家に帰ったらまず手や  
顔を30秒かけて洗う

移動

地域間の移動は控えめにし  
誰とどこで会ったかメモしておく

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 日常生活を営む上での基本的な生活様式

三密の回避

①密閉

②密集

③密接

※小まめに手洗いや指先消毒、換気を行うことや体温測定などで体調の確認などをしましょう。

その他の詳しい「新しい生活様式」の実践例は生涯学習情報誌5月15日号や町のホームページをご覧ください。  
町ホームページ二次元バーコード



## 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(感染が疑われる場合など)

県では、これまで、県保健所(10カ所)と県庁に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の疑いがある人からの問い合わせなどに対応してきましたが、専用相談窓口を開設し、窓口を1つにして対応することになりました。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口  
(コールセンター)

☎096(300)5909 (24時間対応)

電話による相談ができない人についてはFAXでの相談も受け付けています(受付時間 午前9時~午後7時)。  
県相談窓口(県健康危機管理課) FAX:096(383)0607

相談の目安 ※これらに該当しない場合の相談も可能です。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。

## くまモンイラストを活用しよう

県では、新型コロナウイルス感染防止のため、県民の皆さんに取り入れていただきたい「新しい生活様式」の定着に向け、新型コロナウイルス感染防止対策啓発用のくまモンのイラストを活用した広報を行っています。

また、このイラストは、県民の皆さんも、届出制(許諾不要)で、ポスターやチラシなどに活用することができます。詳しくは、くまモンオフィシャルホームページでご確認ください。

くまモンオフィシャルホームページ

https://kumamon-official.jp/kiji0035179/index.html

くまモンオフィシャルホームページ  
https://kumamon-official.jp/kiji0035179/index.html